

軍進駐状況及進駐地日佛間交渉

S 111.0-59

1430

00 4

REEL No. A-0270

0000

アジア歴史資料センター

極秘

秘電報 九二〇三〇四〇發
西原機關
ドندان附近ニ日佛軍交戦中ナルヲ以テ之ガ擴大ヲ防グ爲小池大佐
ヲ同地ニ派遣セリ

陸軍

S 1.1.1.0-59 1431

5

極秘

秘電報 九二〇三〇四〇五發
西原機關
ドندان正面ノ交戦停止方ニ關シ佛印司令官ノ使者頻々ト小官ヲ訪
問シツツアリ

陸軍

S 1.1.1.0-59 1432

6

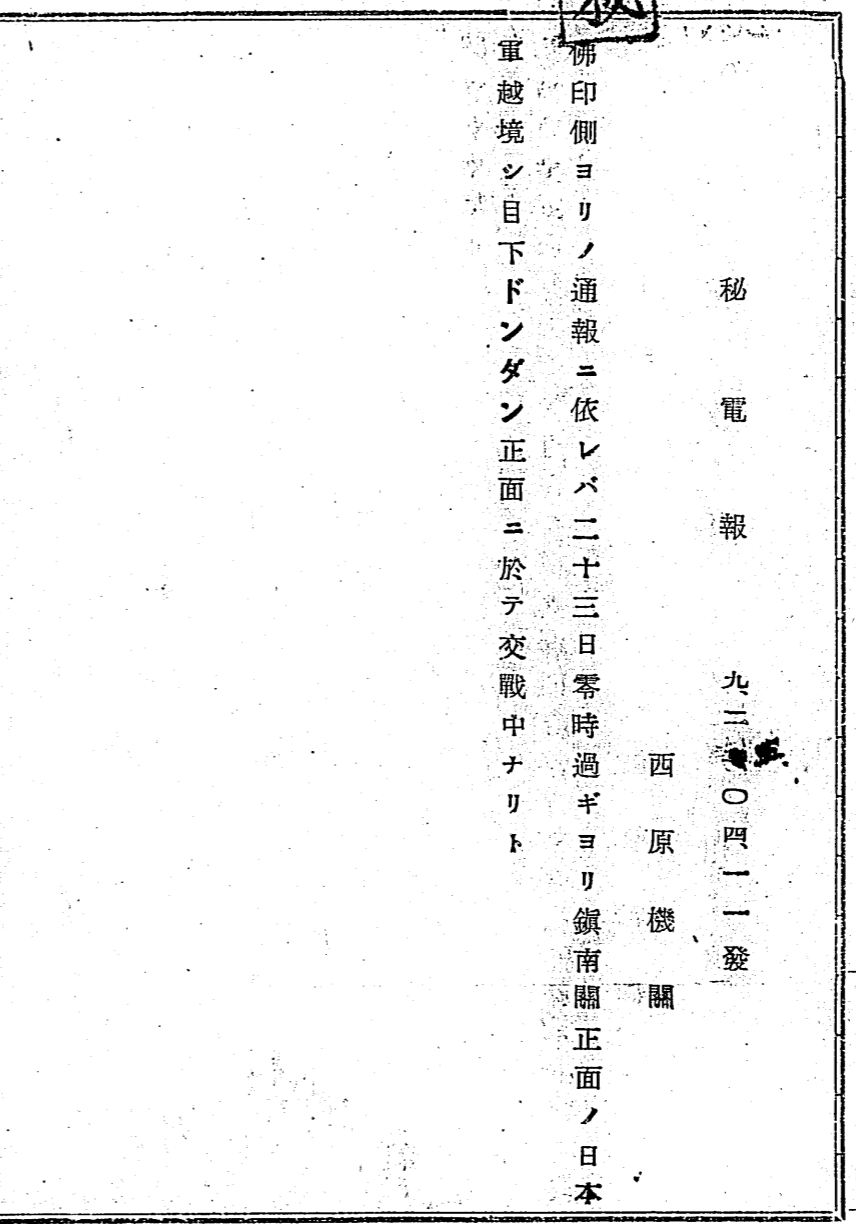
陸軍

秘電報 九二〇四一一發

西原機關

極秘

佛印側ヨリノ通報ニ依レバ二十三日零時過ギヨリ鎮南關正面ノ日本軍越境シ自下ドンダン正面ニ於テ交戦中ナリト



外務省

至急

秘

電報 次長宛

九二〇四二〇發 和集國參謀長

昭和一五六一三

和集戰參電第二三號

歐亞局 第三課長

一二時中村兵團ハ各部隊ニ對シ進駐中止命令ヲ下達セントシアリ
ニ先遣隊ハ既ニ「ドンダン」兵舎北側ニ進出セルモノノ如シ 鎮南
關情報ニ於テハ二十三日二時ニ至ルモ佛印兵尙抵抗ヲ持續シアリ
テ我ハ依然攻撃ヲ續行中ニシテ既ニ數名ノ犠牲ヲ出セル模様アリ
ニ其ノ他ノ狀況目下不明ナリ

通電先 波集團、參謀本部

(終)

S 1.1.1.0-59

1434

000 8

S 1.1.1.0-59

1433

000 7

3 9 8 3 3 3 4 8

秘電報

昭和一九三三

九二二 五二〇 五四〇 着

波某戰參電第五三號

次長宛

波某團參謀長

西村兵團ハ二梯團トナリ先頭ヲ以テ
二十三日十時出發海防ニ向フ

海防沖到着ハ同日夜トナルヲ以テ

海防進入ハ二十四日朝ノ豫定ナリ

通電先河内(東京ハ参考) (又三)

S 1.1.1.0 -59

1435

93

9

33
3
甲

電信課作成

總番 三二八一〇
符 號 昭 和 十 五 年 九 月 廿 三 日 後 九 時 廿 五 分 發 三
管 三

秘

在 ヴイシー 澤田大使 松岡外務大臣

佛印交渉共同「コムミニケ」ニ關スル件

第四五二號(至急)

二十三日午後「アンリー」大使次官ヲ來訪佛印交渉ニ關スル我方
發表ヲ不滿トシ豫テ日佛間打合濟ノ發表ヲ至急行ヒ度シト主張セ
ルニ依リ次官ハ右ハ日本軍ノ平和的進駐後ニ發表セラルヘキモノ
ナリ然ルニ佛印軍ハ抵抗ニ依リ右ヲ不可能ナラシメ居レリ佛側カ
飽迄前記發表ヲ欲スルナラハ速ニ佛印軍ノ抵抗ヲ止メシムル機措
置セラレ度シ我方ニ於テハ現地我軍側ヨリ右抵抗止ミ我軍ノ平和

(12) 佛印軍は
日本が事件発生
後、即ち右の如
く、既述ト呼
ベントス。

往電寫

的進駐可能トナリタリトノ確報接獲セハ其ノ後佛印政府共同「コ
ムミニケ」トシテ東京及「ヴイツシー」ニ於テ同時ニ發表スル
コトニハ同意スト雷ヒタルニ漸ク大使モ之ヲ承認セリ

S 1.1.1.0 -59 1437 11

S 1.1.1.0 -59 1436 10

極秘

電信寫

1438

S 1.1.1.0 -59

1439

S 1.1.1.0 -59

昭和15 二九一五三 階

海口 九月二十四日午後
本省 二十四日復着

松岡外務大臣

柴本總領事代理

第一五六號(大至急、館長符號激)

往電第一五〇號ニ關シ

鈴木總領事ヨリ

南支派遣軍佐藤參謀副長及當地海軍司令部

トナザリ 參謀ヨリ得

タル情報ニ依レハ一ドンドンニ於テハ佛印軍ヲ武裝解除シク
ルモ同地方以外ノ北部諸境方面ニ於テハ今尙輾轉續窮中ニテ一

方本日一不明一海防入港ノ豫定ナリシ西村部隊ハ上陸ヲ一延

ルシタルモ或ハ一ドンドン一沖ヨリ敵前上陸ヲ敢行スルヤモ

知レサル趣ナルヲ以テ其ノ場合ニハ佛印備ニテモ抵抗アルヘン
ト豫想セラル

ニ在留民ニ對スル處置及後留省員ノ行動ニ付テハ本日午後ノ情勢
ヲ見極メタル上判斷スル外ナキモ八海丸ヲ在留民中主トシテ婦
女子、老人ヲ收容シ居レリ一及本日午後四時西貢ヨリ入港ノ豫
定ナルありぞな丸ハ何レニスルモ内地ヘ向ケ航行セシムル要ア
ルト共ニ兩船ノ行先ニ關シテハ在留民ノ希望ヲモ斟酌シ長崎ヲ
指定スル方針ナリすらばや丸一首腦部ヲ除ク監視團一行及在留
民中軍ノ通譯トシテ内定セル者乗船一ハ形勢如何ニ依リ直ニ海
防ニ歸航スルコトトナルヘク然ル時ハ本官ハ上京ヲ中止シ殘留
省員ヲ帶同シテ乗船スルコトト致度シ
前電第一五五號中三百名トアルヲ約百八十名ト御訂正相成度シ

秘

昭和15 二九二一四 暗 河内 九月二十四日後發 本省 二十五日前着 歐

松岡外務大臣

極秘(海軍着經由)

菱田總領事ヨリ

二十四日午後新ニ軍艦川内艦上ニ於テ西原委員長及佛印軍司令官
代表者間ニ軍事協定ニ關スル最終的取極メ成立シ(西村部隊同意
ノモノ)派遣部隊ノ大部ハ明二十五日海防ニ入港二十六日上陸ノ
コトトナレリ
尙西原機關一同ハ運送船ニ先導シテ二十五日海防ニ歸還ノ管
理
改
其後先方
ラシクハ
経路中
有付取極ノ
追加ノ取極ハ

電信寫

秘

極秘

河内

昭和15 二九二一四 暗 河内 九月二十四日後發 本省 二十五日前着

松岡外務大臣

極秘(海軍着經由)

菱田總領事ヨリ

二十四日午後新ニ軍艦川内艦上ニ於テ西原委員長及佛印軍司令官
代表者間ニ軍事協定ニ關スル最終的取極メ成立シ(西村部隊同意
ノモノ)派遣部隊ノ大部ハ明二十五日海防ニ入港二十六日上陸ノ
コトトナレリ
尙西原機關一同ハ運送船ニ先導シテ二十五日海防ニ歸還ノ管

電信寫

S 1.1.1.0-59

1441

14

S 1.1.1.0-59

1440

13

平電報
次官宛
次長宛
號外

九二三
一五〇〇
三七著

西原機關

昭和一九六二四

二十三日佛印ノ全新聞ハ第一面全部ヲ使用シ日佛軍事協定ノ成立ヲ報ジ極東ニ於ケル日本佛印ノ鞏固ナル親善ノ必要ヲ強調シアリ

(終)

秘電報

九二三一五〇五發
一八二〇著

昭一五、九、二四

次長宛

和集團參謀長

和集戰參電第三九號

十一時ドンダシ附近ノ敵ハ全部降伏ス
又戰鬪行動ヲ中止セリ目下武裝解除中

除中

通電先 廣東 東京

(終)

外務省

秘

電報
次長宛
波集團參謀長

波集參戰電第八九號

十一時「ドンダン」附近ノ敵ハ全部降伏シ武装解除中ナリ
ニ中村兵團ハ「ロックビン」及「チーマ」南側、愛店附近ノ岡本部
隊ハ「ドンダン」附近ニ集結中ニシテ戰鬪漸次沈靜スルモノト判
斷ス

(終)

S 1.1.1.0 -59

1444

17

極秘

大日本帝國政府

北部佛印進駐ノ日本軍ト佛軍トノ衝突ニ關スル昭和十五年九月二十四日大橋次官「アンリー」佛國大使會談要領

歐亞局
第三課

九月二十四日午後三時半「アンリー」大使大橋次官ヲ來訪、會談要領左ノ通り

大使 今ノ日佛軍衝突ニ付同盟通信ハ非ハ佛側ニアリト言ヒ居ル
モ之ハ逆ニシテ日本軍ガ協定ヲ無視シ、細目交渉ノ解決ガ尙少
シ残り居ルニ拘ラズ兵ヲ入レタルニ原因スル次第ナリ即チ二十
二日午後現地細目協定調印後西原少將ガ部下ノ軍人一名ヲ佛國
飛行機ニテ北部國境ニ派遣スルアリタル日本部隊ニ對シ協定成立
セルヲ以テ右ニ基キ更ニ話合ノツク迄國境ヲ横切ルコトナキ様
告ゲタルニ拘ラズ右部隊ハ夜半ヨリ佛印領ニ進入セリ仍テ西原
少將ハ更ニ二十三日早朝小池大佐ヲ飛行機ニ依リ派遣シタルモ
日本軍ハ猶戰鬪ヲ止ムルニ至ラズ同德午後ニハ爆撃サヘ始メタ
リ

S 1.1.1.0 -59

1445

18

大日本帝國政府

就テハ日本側ニ於テ西原「マルタン」協定（本協定ニ於テハ北部國境外支那領ニ待機シ居タル日本部隊ニ付如何ニ措置スルカハ更ニ日佛打合セノ上決定スルコトトナシ居タリ）通り實行セラレタシ佛國政府ハ本件ガ大事件ニナルコトヲ防止スル爲有ラユル方法ヲ執ルベキニ依リ日本政府モ同様東軍ガ事件ヲ擴大セザルヤウ措置セラレムコトヲ期待ス

次官

同盟通信ノ報道ニ付テハ承知セザルモ我方ニ於テハ現地細目協定成立セルニ拘ラズ佛側ガ猶種々言懸リ附ケ遷延策ヲ弄シ居ルコトニ對シ多大ノ不滿ヲ有シ居レリ併シナガラ互ニ惡口ヲ言ヒ合フモ事態ノ改善ニハナラザルベシ

大使

何レニセヨ今回ノ衝突ハ日本軍ガ話合ノツクヲ待タズシテ侵入セルニ端ヲ發スル次第ナルヲ以テ日本兵ヲ元通り國境外ニ戻サレタシ

S 1.1.1.0 -59

1446

19

大日本帝國政府

次官 其レハ不合理ナリ佛側ニ於テハ北部ノミナラズ海防ヨリノ日本軍進駐迄モ遷延セシメント策シ居レリ佛側ガ斯ノ如キ態度ヲ改メザルニ於テハ憂慮スベキ事態ヲ誘發スルノ虞アリ
大使 海防ヨリノ進駐ハ之ヲ認ムルヤウ本使ヨリ申送ルベシ併シ國境地方ニ於テ衝突ガ續ク限リ佛側トシテハ右ヲ認ムルコト不可能ナルベキヲ以テ速ニ本件衝突ヲ止メシムル様致度

S 1.1.1.0 -59

1447

20

電信寫

松岡外務大臣
九月二十五日夜發
期內總領事

佛印邊陲ニ關シ二十四日發「ユーピー」ハ同日朝西原少將ハ佛印ノ軍事的侵路停止方説得ノ爲安藤南支派遣軍司令官ト會見スヘク海南島ニ赴ケルカ佛印ノ遺命ハ實ニ右西原少將ノ努力ノ成果如何ニ懸リ居ル處國境方面ヨリノ歸來者ノ話ニ依レハ日佛印兩軍ノ衝突ニ於テ日本軍ハ多大ノ損害ヲ蒙リ日本兵ノ屍體ハ道路ニ沿ヒ積重ネラレ之ヲ取除ク暇モナキ有様ニテ又佛印軍ハ「ドンドン」ヲ奪取セル趣ナル旨報シ居レリ

北京、天津、南大、漢口、河内へ轉電セリ
香港へ暗送セリ

S 1.1.1.0-59

1449

S 1.1.1.0-59

1448

21



極秘

1450

S. 1.1.1.0 -59

電信寫

1451

S. 1.1.1.0 -59

昭和15 二九四七三 (暗)

ワイシー 九月二十五日發
本省 二十七日前着

松岡外務大臣

澤田大使

第七六一號 (極秘)

二十五日本使離任ノ挨拶券「ロードアン」外相ヲ往訪シタル是同
外相ハ今次日佛取極カ幾多ノ曲折ヲ經タルモ兎ニ角實施セラルル
ニ至リタルハ同慶ノ至リナル旨述ヘタル後佛側ノ有スル日佛協
ノ精神ハ御承知ノ通りニシテ今回現地交渉ニ於テモ西原少將ノ環
解アル態度ハ深ク之ヲ多トシ居ル次第ナリト述ヘタル後東京地方
ノ衝突事件ニ言及シ同少將モ昨二十四日既ニ空路海南島ニ赴カシ
タル由ニテ自分モ折ク圓滿解決セラルヘキヲ期待シ居ルモ何セヨ

昨日モ佛側ハ六十名餘ノ死傷者ヲ出シタル趣ニテ心痛シ居レリト
述ヘ居リタリ

次テ本使ヨリ二十三日外相ノ聲明ニ依レハ(往電第七五八號参照)
佛蘭政府ハ米蘭政府ニ對シ今次交渉ノ内容ヲ通報セラレ居リタル
趣ナルカ石ハ如何ナル意味及如何ナル程度ニ爲サレタルモノナリ
ヤト質シタル處「ボ」ハ實ハ米蘭側ヨリ展交渉ノ内容ニ關シ質問
シ來リタルヲ以テ自分モ大要ニ關シテハ時々説明ヲ與ヘタルモ本
件ニ米蘭ヲ介入セシムル意ハ毛頭ナク先般モ在米佛蘭大使ニ對シ
佛蘭政府トシテハ本件ニ關スル英國又ハ米蘭ノ干涉ハ日佛妥結ニ
至ル上ニ單ニ無用ナルノミナラス有害ナリト認ムルニ付右ニ含ミ
備クヘント思考シ居ル旨數訓シ置キタリト内話セリ

送。米。并。謀。へ。電。セ。リ

手印多様
22

秘

極秘

山

電信寫

信
傳
書
九
月
二
十
五
日
後
發
送
す
る

昭和五年 二月四日六六 (秘) 九月二十五日後發
本 省 二十七日午前

松岡外務大臣 澤田大使

第七六二號第一(極秘)

社電第七六一號ニ照シ

當國政府筋ニ於テハ膠州電線ノ通り我方ヨリ取付ケタル佛印領土
保全ノ保障ヲ百分利用シテ内外ニ對スル面子ノ保持ニ資セントシ
新聞等ニ於テモ本件ヲ成ルヘク目立タサル様取扱ハシメ參メテ國
際ヲ刺戟セザランコトニ厥心ヲ居ル様見受ケラル面シテ佛領カ領
地日本軍艦ノ進駐ヲ以テ合意ニ依リ實行セラレタルモノト宣傳ス
ル佛領ハ我方ニ於テモ本筋ニ關スル日本關係ニ是ヲ利用シ得ルキ

ハ申ス迄モ無キ所ナルヲ以テ右佛領ノ立場ハ我方ニ於テモ充分長
ク維持シ内外ノ宣傳ニ關シテモ務メテ日佛間ノ友誼的合意ヲ強
セラルルコト然ルヘント存ス佛領領ハ或ハ佛印領土ヲモ兼取シ
ンカト懸念シタルニモ拘ラス領土保全ノ保障ヲ得ルヲ以テ多少
心ツタルモノノ加キモ將來ニ對シ佛領一域ノ不安ヲ絶キ居ル線子ハ
各方面ニ於テ周知セラレ從テ今後引續キ行ハルヘキ經濟交渉ノ前
途ニ關シテモ相當ノ困難ヲ豫想セシメラル(續ク)

極秘

電信寫

1454

S 1.1.1.0 -59

1455

S 1.1.1.0 -59

昭和18 二九四七二 (附) ウイシー 九月二十五日發 東京 二十七日到着 東京
松岡外務大臣 澤田大使

第七六二號ノ二(極秘)

現佛印各種善處ノ大部分ハ本國資金ニ依テ成ルハレ居リ其ノ實情者
ハ本國ニ在住スル者多キ現状ニ於テハ今後ノ交渉ハ專ニ本國ノ
指令ニ依テ行ハントスルニアラサトノ傾向ニ當地ニ於テ現レ居ル
ヲ以テ善メ善メノ要アリト思考セラル又佛國人ノ常トシテ此ノ際
最後迄既得利益ニ對スル執着ヲ持テサルヘキモ我公正妥當ナル要
求ハ現下ノ佛國ノ地位ニモ錯ミ結局是ヲ受諾スヘク思ハ我方カ豫
メ眞ニ必要トスル限度ヲ定メ是ヲ前記ノニ佛國ニ容認セシムルニア
リト相キラル

尙當國ニ於ケル佛國國占領軍ノ態度極メテ友好的ナルハ當國民
ノ喜口蓋外ト爲ス所ニシテ從テ各種占領施設等モ國情ニ進歩シ
ツツアル事實ニモ對シ佛印ニ於テモ今後出來得ル限リ整理ヲ圖サ
サルコトニ對シ平穩ニ協定ノ實行ヲ計ルコト肝要ニ存セラレ右
ハ單ニ今後ノ日佛交渉又ハ協カヲ我方ニ有利ニ誘導スル上必要ナル
ノミナラス米國其ノ他ヨリノ容察ヲ豫メ封スル上ヨリモ適當ト存
セラル
貴國往電ノ通り轉電セリ

電信寫

特扱

運
改
云

昭和15 二九三八四 時 河内 九月二十六日前發 歐、亞
本省 二十六日前着
松岡外務大臣
(海軍省經由)
今朝ノ出来事ハ内外現下ノ情勢ニ鑑ミ誠ニ遺憾ニ堪ヘス一瞬ヲ猶
豫セス萬全ノ善後措置御實行ヲ請フ

兼田總領事

外務省

26

電信寫

秘

昭和15 二九三八四 時 河内 九月二十六日前發 歐、亞
本省 二十六日前着
松岡外務大臣
(海軍省經由)
今朝ノ出来事ハ内外現下ノ情勢ニ鑑ミ誠ニ遺憾ニ堪ヘス一瞬ヲ猶
豫セス萬全ノ善後措置御實行ヲ請フ

兼田總領事

S 1.1.1.0-59

1456

25

極秘

昭和15 二九四五一 暗 海口 九月二十六日後發
本省 二十六日夜着

松岡外務大臣 栗本總領事代理

第一六六號(至急、極秘) 館長符號扱

往電第一六五號ニ關シ

鈴木總領事ヨリ

佐藤參謀副長カ飛行機ニ依ル情報トシテ本官ニ語レル所ニ依レハ
西村兵團ハ「ドーソン」附近ニ又主力ハ海防ニ平和裡ニ進駐セル
由ナリ尙本官ハ殘留省員ヲ伴ヒ海防ニ赴ク豫定(了)

電信寫

極秘電報

着信者、海軍省副官

一五九二六一三〇 東通受(五四二二)官房
發信者 子日驅逐艦長

機密第六九七番電 二六一一〇三〇

左記ヲ傳ヘラレ度 宛 外務大臣 發 菅田總領事

今朝ノ出來事ハ内外現下ノ狀勢ニ鑑ミ寔ニ遺憾ニ堪ヘズ
一瞬ヲ猶豫セズ萬全ノ前後措置御實行ヲ乞フ、

海軍

A.1 S 1.1.1.0-59 1459 28

S 1.1.1.0-59 1458 27

次官

秘

電報

南支軍

九月二十六日一六時〇〇分發

中村部隊ハ本二十六日午後諒山附近ニ部隊ヲ集結中ナリ

陸軍

中村

整理、お、係、結、一、

S 1.1.1.0 -59

1461

30

秘

電報

南支軍

九月二十六日一六時〇〇分發

中村部隊ハ本二十六日午後諒山附近ニ部隊ヲ集結中ナリ

陸軍

中村

S 1.1.1.0 -59

1460

30 29

秘

電 報

九二六一七〇九發

南 支 軍

中村

陸 軍

飛行機ノ偵察ニ依レバ西村兵團ハ戦闘スルコトナク九月二十六日午
后逐次海防ニ進入シツツアリ

S 1.1.1.0-59 1462 31

秘

電 報

九二七〇〇〇四發

南 支 軍

中村

陸 軍

我爆撃機一機ハ二十六日朝西村兵團上陸ノ爲搜索中海防西南方郊
外ニ爆弾ヲ不時投下セリ
軍ハ抵抗ナキ場合ハ爆撃ヲ禁シアリシヲ以テ爆撃ノ原因ニツキ調
査中ナリ

S 1.1.1.0-59 1463 32

昭和 九月二十七日 前發 借、歐
本 省 二十八日 前着
澤田 大使
M. H.

昭和15 二九五九三 略 ヴイシ 九月二十七日 前發 借、歐
本 省 二十八日 前着

松岡外務大臣 澤田大使

第七六三號

往電第七六〇號ニ關シ

二十六日夕刊各紙ハ河内電ニ依レハ「ドンドン」地方ハ未タ常態
ニ復セサルモ西原少將力關係軍隊間ノ仲介ヲ執ラレ居ル旨報レ尙
後報トシテ同少將ハ其ノ任務ヲ達シ廣西軍ノ越境カ誘致シタル事
件ノ解決ニ成功シタリト思考シ得ヘキ情報ニ接シタル旨發表セリ
河内ハ轉電セリ

電信寫

極秘

大日本帝國政府

歐亞局 第三課

佛印進駐ノ日本軍ニ關スル昭和十五年
九月二十八日大橋次官「アンリ」大
使會談要領

午後四時「アンリ」大使大橋次官ヲ來訪シ海防上陸日本軍ニ關シ
左ノ通抗議セリ
日本軍ハ二十六日「ハイホン」港近ク「ドンドン」ニ上陸シタル
ガ戦闘行為無ク極メテ圓滑ニ上陸ヲ完了セリ然ルニ數臺ノ日本軍飛
行機ハ海防上空ヨリ爆彈ヲ投下シ死者十五名、傷者十八名ヲ出サシ
メタリ佛印官憲ハ事態ヲ擴大セザラシメンガ爲部下ニ對シ日本機射
撃ヲ禁止セリ
本使ハ政府ノ命ニ依リ右飛行機ノ暴舉ニ對シ抗議シ責任者ノ處罰及
被害者家族ノ損害賠償ヲ要求ス
尙「ドンドン」上陸ノ日本部隊ハ占領軍ノ行動ヲ執リ佛軍ヲ武裝解
除ヲナセリ斯ノ如キコト方續クトキハ如何ナル事態ヲ惹起スルヤモ

S 1.1.1.0-59

1465

34

S 1.1.1.0-59

1464

33

大日本帝國政府

知レザルニ付軍出先ニ對シ注意セラレンコトヲ要求ス
 大使館附武官ヨリモ土橋參謀本部第二部長ニ對シ非公式ニ右ノ旨傳
 ヘタルガ外務省ニ於テモ然ルヘク措置セラレ度
 尙前述ノ飛行機ハ獨洲島飛行隊ノモノラシク此ノ飛行隊ハ以前ニモ
 佛國飛行機ヲ撃テ墜シタルコトアリ

S 1.1.1.0-59 1466 35

次
 日
 報

陸軍省
 航空局第三課

陸軍省
 航空局第三課

陸軍

秘

電報 九二八二二五發

南支軍

- 一 西村兵團搭載船舶ノ第一船ハ二十七日無事海防ニ入港棧橋第三號
 ニ繫留シ直チニ揚陸ヲ開始シタリ
- 二 殘餘ノ輸送船ハ二十八日入港ノ豫定
- 三 入港ハ佛國側水先人(四名)ニ依ルモ爾後ハ軍ノ水先人ニ依リ獨
 力實施シ得ル見込
- 四 以上ノ行動ハ總テ平和的ニ實施セリ
- 五 港内ニハ佛國小型砲艦三及商船三在リ

(終)

S 1.1.1.0-59 1467 36

電信寫

秘

昭和15 二九七八九 暗 海防 九月二十九日前發 陸、並
 本省 二十九日夜着

松岡外務大臣
 第二二五號 (大至急)

昨二十八日海防着直ニ「ドゥソン」海防南方ニ「杆」ノ西村部隊
 本部ヲ訪問今後ノ聯絡方法ニ付協議ヲ遂ク八日同部隊ノ主力タル
 櫻田部隊ハ既ニ海防市内ニ宿營シ又揚陸作戰關係ノ北澤部隊モ本
 官等ト前後シテ入港セリ西原機關モ本日中歸來ト管ニテ同機關ト
 佛印側トノ交渉ヲ待テ河内進駐ヲ行フ趣ナリ(丁)

S 1.1.1.0-59

1469

38

往電寫

在勿知人引揚
 同頃ニ因キハ
 列ニ綴ル

引揚民ニ對スル便宜供與方ニ關シテハ内務、大藏、厚生各當局
 依頼濟ナル處外務省員ハ一應凡テ到着後内地官憲備ト連絡シ引揚
 民ノ面倒ヲ見タル上上京セラレ度シ、尙本省ヨリハ連絡ノ爲補
 通譯官ヲ出提セシム

八海丸 渡邊副領事
 ありぞな丸 中山事務代理
 引揚民ニ關スル件
 (至急)

松岡外務大臣

S 1.1.1.0-59

1468

37

號番總

三二五六六
三二五六七

平

和昭十五年九月

廿八

後〇時

卅分發

主取

電信課作成

秘

電信寫

あり

陸白物降る

昭和15

二六八七六

暗

河内

九月三十日

後發

（歐、亞）

本省

三十日夜着

松岡外務大臣

第二二七號

鈴木總領事

三十日期 西原、鈴木兩少將ト共ニ單ニ後抄ノ目的ヲ以テ總督ヲ往
 訪シタル處 同總督ハ「ランソン」ニ於テ不幸ナル事件ノ發生ヲ見
 タルモ今後ハ友好的ニ協調シタク協定ノ内容ヲ其ノ儘實行シタン
 ト述ヘタルカ右ハ駐屯軍ノ壓力ヲ以テ新ナル要求ヲ爲スヲ前以テ
 封セントノ伏線ナルヤニ見受ラレタリ（因ミニ中央ヨリ西原機關
 ニ對シ西村部隊（少クトモ其ノ一部）ノ河内駐屯申入レ方訓令ア
 リタリ）

尙鈴木少將ハ領事ノ爲本日午後「ランソン」ノ中村部隊本部ニ明
 顯「ダウン」西村部隊司令部ニ赴ク管ナリトナリ

S 1.1.1.0-59 1471

S 1.1.1.0-59 1470 39

秘

電信寫

松岡外遊大臣

鈴木總領事

昭和15 二九八七六 附 河内 九月三十日 午後 三時 本館 三十日夜 送

第二二七號

三十日朝西原少將未雨少將ト共ニ單ニ接洽ノ目的ヲ以テ總領事ヲ往
訪シタル庭園會館ハ「ランソン」ニ於テ不幸ナル事件ノ發生ヲ見
タルモ今後ハ友好的ニ協同シタク協定ノ内容ヲ其ノ儘履行シタ
ト述ヘタルカ右ハ駐屯軍ノ協力ヲ以テ新ナル要求ヲ爲スヲ前以テ
對セントシテ伏線ナルヤニ見受ラレタリ（因ミニ中央ヨリ西原少將
ニ對シテ西村部長（少佐トモ其ノ一部）ノ河内駐屯軍入レ方訓令ア
リタリ）

尚鈴木少將ハ總領事ノ爲メ日午「ランソン」ノ中村部長ニ對シテ
「ドワツシ」西村部長司令部ニ赴ク旨ナリ（了）

鈴木
河内
九月三十日
午後三時
本館
三十日夜
送

S 1.1.1.0-59

1472

S 1.1.1.0-59

1472

06 40

電信寫

32

昭和16 二九八九〇 平

河内 九月三十日 後發
本省 三十日夜着

歐。亞

松岡外務大臣

鈴木總領事

第二二七號

蕨田總領事ヨリ

西原機關二十九日海口發同日河内ニ歸還セリ(了)

19
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

S 1.11.0-59

1474

41

REEL No. A-0270

0031

アジア歴史資料センター

秘

松岡外務大臣

電信寫

昭和15 二九七四五 暗

桑港 九月二十八日前發
本省 二十九日前發

依藤總領事

第二四九號

過般來華府滯在中ナリシ佛印陸軍「ジャコミ」大佐二十七日當地
發「クリツパー」ニテ佛印向ケ出發スル管ナルカ同大佐ハ往訪ノ
新聞記者ニ對シ今次米國政府ノ對佛印武器供給決定ハ極東情勢ニ
重大ナル影響ヲ齎スヘク佛領印度支那購入ノ武器ノ内容ニ關シテ
ハ目下在河内「マルタン」司令官ト華府當局トノ間ニ交渉進行中
ナル旨述ヘタル趣報セラレ居ル所別報ニ依レハ同人ハ最初佛領印
度支那ヨリ米貨一千二百萬弗持參ノ上先ツ之ニテ國幣省ト交渉ヲ

開始セントシテ在米佛國大使館ニ便宜ノ供與方依頼シタル處右
ハ「ヴィンシー」政府ト通シ獨逸側ノ探知スル處トナリ獨逸側ノ際
迫ニテ佛國大使館ハ「ジャヤ」ニ對スル斡旋ヲ遊リタル結果本件交
渉ハ容易ニ進行セス「ジャヤ」自身モ殆ト之ヲ斷念シ居リタルカ
最近「ウエルス」次官ト會談ノ結果急轉直下今次ノ了解ニ達シタ
ルモノナル由尙諜報ニ依レハ同人ハ佛印政府トノ協議終了ノ上今
後一箇月以内ニ再ヒ渡米スヘントノ趣ナリ(了)

S 1.1.1.0-59

1476

S 1.1.1.0-59

1475

30 42

九月三日

佛印當局ノ反日的策動ニ關シ佛米使ヘ抗議申入要領

歐三

米國諸新聞（九月十六日河内發「エー・ビー」、九月二十五日「メリーゴーラウンド」、九月二十六日ノ華府「タイムズ」及「ヘラルド」等）ハ佛印當局ヨリ去ル七月上旬米國ニ派遣セラレタル「Jacoby」大佐ヲ首班トスル軍事使節ハ多數ノ飛行機、高射砲、小銃等入手ノ爲種々米側ト交渉セルモ成功セサリシトカ或ハ米國務省ハ右使節ニ對シ佛印カ別個ノ政府ヲ樹立シ日本ト交戦ヲ決意シ且ツ降伏セサルヘキ見込アラハ武器ヲ供給スヘキ旨ヲ通シタリトカ或ハ又右使節ハ米政府ハ佛印ニ對シ戦争ニ至ラサル凡ユル援助ヲ爲スヘキコトヲ決定セリトノ情報ヲ携ヘテ歸國ノ途ニ就ケリトカ報道シ居ル處我方ニ於テモ各報ニ於テ得タル確實ナル情報ニ依リ佛印カ日本ニ對スル抵抗ヲ目的トシテ米ヨリ援助ヲ得シカ爲右軍事使節ヲ派遣シ種々策動セシメタルコトヲ承知シ居レリ

佛本國政府ハ我方トノ友好關係ノ維持増進ニ努メ居ラレ（今般ハ日佛話合成立ニ付特ニ「ベタン」元帥ヨリ天皇陛下ニ「メツセージ」

日本標準規格B5 1477 43

外務省

ニ磨擦ナカ
ラ贈ラレタリ
ノ統制ノ下ニ在ル等ノ佛印當局カ前述ノ如ク反日的工作ヲ爲スハ甚
タ不都合ナリ

佛印問題モ友好的解決ヲ見タルニ鑑ミ今後右様ノ非友誼的行爲ハ一切之ヲ差控ヘシメラレ度

三ハハシえ師
ハ我同
素し受

日本標準規格B5 1478 44

外務省

改正
五三

九〇三
仙印協定

本邦駐劄佛國大使松岡外務大臣宛書翰敬請文
以書翰啓上致候陳者佛國執政「ベタン」元帥閣下ニ於テハ日佛協定
成立ニ際シ 天皇陛下ニ宛テラルル「メッセージ」ノ本文ヲ電報通
候
右「メッセージ」本文左記ノ通ニ有之候處右執奏方可然御取計相成
度候

兩政府代表者間ニ開カレタル商議終了ニ際シ予ハ兩國友好關係ノ
上ニ結ハレタル協定カ好果ヲ齎スヘキコトニ對シ確信ヲ有スルコ
トヲ茲ニ 陛下ニ言明シ併セテ 陛下ノ康寧ト大日本帝國ノ隆盛
ヲ個壽ス
此ノ機ニ際シ本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

外務省

日本標準規格B5) 1479 45

一千九百四十年九月三十日

駐日佛國特命全權大使
「シアルル、アルセーヌ、アンリー」

外務大臣 松岡 洋右 閣下

外務省

日本標準規格B5) 1480 46

REEL No. A-0270

0034

アジア歴史資料センター

Ambassade
de la
République Française
au
Japon

Tokyo, le 30 septembre 1940.

n° 38

Monsieur le Ministre,

S. Exc. le Maréchal Pétain, Chef de l'Etat Français, m'a télégraphié le texte d'un message qu'il adresse à Sa Majesté l'Empereur à l'occasion de la conclusion des négociations franco-japonaises.

Je serais très reconnaissant à Votre Excellence de vouloir bien faire parvenir à Son Auguste Destination le message dont le texte suit:

"Au moment où se terminent les négociations ouvertes entre les représentants de nos deux Gouvernements, je tiens à faire part à Votre Majesté Impériale de ma confiance dans l'heureux effet des arrangements qui viennent d'être conclus sur les relations amicales de nos deux pays. J'exprime en même temps à Votre Majesté Impériale mes vœux pour Son bonheur et la prospérité de Son peuple.

Veillez agréer, Monsieur le Ministre, les assurances de ma très haute considération.

Signé: Charles Arsène Henry.

Son Excellence

Monsieur Yosuke Matsuoka

Ministre des Affaires Etrangères

etc, etc. etc,

Tokyo.

S 1.1.1.0 -59

1481

47

82
三
備普通第四二號

以啓翰啓上致候陳者客月三十日附第三八號貴翰ヲ以テ貴國執政「ベ
タン」元帥閣下ニ於テハ日佛協定成立ニ際シ 天皇陛下ニ宛テラル
ル「メッセージ」ノ本文ヲ閣下ニ電報相成候趣ヲ以テ右執奏方御依
頼ノ次第敬承致候

右ノ次第ハ早速宮内大臣ヲ經テ奏上候處今般同大臣ヨリ

天皇陛下ニハ執政閣下ノ懇篤ナル「メッセージ」ニ對シ深ク御満足

ニ思召サレ謝意傳達スヘキ旨御沙汰候趣申越候條在佛帝國臨時代理

大使ニ對シ右ノ次第ヲ「ベタン」元帥閣下ヘ轉達方電訓致置候ニ付

右様御了知相成度候

S 1.1.1.0 -59

1482

48

此段回答申進旁本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和十五年十月十日

外務大臣 松岡 洋 右

49

佛蘭西國特命全權大使

「シャルル・アルセーヌ・アンリー」 閣下

S 1.1.1.0 -59

1483

秘

電報

一〇二一六〇〇發

南支軍

參電第

號返

參電第

號中河内上空ノ飛行ハ二十三(四)日頃佛印飛行機諒

山方面ニ活動シ爆撃及對地射撃ヲ實施シタル際佛印軍飛行場ヲ偵察

セルモノニシテ爾後ハ飛行シ非ズ

又海防市内ノ交通整理ノ如キハ實施シアラズ 西村兵團ハ上陸以來

極メテ友好的態度ヲ持シアル次第ナリ

(終)

S 1.1.1.0-59

1484

50

陸軍

陸軍

秘

電報

一〇二一九二五發

河内西原機關

諒山附近ノ戦闘ニ參加セシ佛人中ニ日本軍ガ同方面ニ於テ掠奪ヲ行

ヒタルヤノ「デマ」ヲ流布シツツアルモノアルモ右ハ全ク事實無根

ニシテ戦闘開始前同地監獄ノ看守逃亡セシ爲在監中ノ囚人破獄シ掠

奪ヲ働キタルモノナリ

本件ニ關シテハ宣傳上當方ニ於テ適宜ノ處置ヲ講ジツツアルモ參考

迄

(終)

S 1.1.1.0-59

1485

51

陸軍

次官
ヤ

歐亞局
31
歐亞局第三課長
陸軍
生

寫 秘

本三日ヨリ陸海軍共ニ河内附近ニ進駐ヲ開始セリ

電 報 昭和一五二〇四
一〇三二〇四〇發

西原機關

S 1.1.1.0 -59 1486 52

陸軍

極 秘

電 報 一〇四〇二〇二發

河内澄田機關

本三日十一時澄田少將河内ニ到着シ西原少將ト交代セリ
此ノ日南支軍ハ捕虜及鹵獲品返還ヲ實施ス
佛印側、亦河内ニ重司令部以下六〇〇名ノ進駐ヲ認容シ其ノ兵舎ノ
準備ニ著手西村部隊ハ一部隊ヲ「ジャラム」ニ進駐セシムル等著々
友好的進駐ノ進捗ヲ見ツ、アリ

S 1.1.1.0 -59 1487 53

次官

秘

寫

歐亞局長

歐亞局長

歐亞局長

陸

軍

秘 電 報 一〇月六日一五時四五分發

南 支 軍

五日中村兵團長ハ聖旨ヲ傳達シタル後「メヌラ」少將以下將校六七下士官（歐洲人）七六七、安南兵二一八計一〇五三名ヲ佛印側ニ引渡セリ
去ル三日引渡シタル患者ハ將校以下五六名ナリ
齒獲兵器ハ「ランソン」及「ドンダン」ニ於テ引渡シ彈藥ハ別箇ニ最後ニ引渡シスル如ク交渉成立シアリ

S 1.1.1.0 -59

1488

554

次官

秘

寫

歐亞局長

歐亞局長

歐亞局長

陸

軍

電 報 一〇、六、一八、四二發

河内澄田機關

五日河内市内ニ西村兵團司令部及司令部ノ業務遂行、警戒ノ爲必要ナル兵員六百名ノ駐屯ニ關シ公文書ノ交換ヲ終レリ

(終)

S 1.1.1.0 -59

1489

55

次官

秋

寫

陸軍局長

第三部長

第三部長

第三部長

陸軍

電報

一〇、七、一七、二〇發

河内澄田機關

本七日十二時（東京時間）

西村部隊本部ハ一部部隊ト共ニ佛印側ノ友好的歡迎裡ニ河内市ニ進駐セリ

本日午後部隊長ハ總督及佛司令官ヲ訪問スル筈

（終）

S 1.1.1.0-59

1490

56

電信寫

昭和16 三〇九一四 陸 十月九日發 情 原

本 書 十日發 著

松岡外務大臣

第七八六號

九日「タン」紙ハ英國「ラテホ」ハ佛印ニ於ケル日本軍力卓著ヲ

超ヘ行動セリト稱シ居ルモ佛國官邊ニ於テハ之ヲ否定シ例ヘハ河

内ニ於ケル日本軍司令部隊衛兵ニ佛側ヨリ嚴護トシテ自衛的ニ與

ヘタルモノナリト報道セリ（了）

陸軍局長
第三部長
第三部長
第三部長

河内澄田機關

本七日十二時（東京時間）

西村部隊本部ハ一部部隊ト共ニ佛印側ノ友好的歡迎裡ニ河内市ニ進駐セリ

本日午後部隊長ハ總督及佛司令官ヲ訪問スル筈

（終）

S 1.1.1.0-59

1491

57

改三用

往電寫

總番號 三三八七〇
符略號 昭十五年十月十日午後八時
分發管主 備

在佛 原田代理大使
松岡外務大臣

日佛協定成立ニ際スル佛國執政ヨリノ「メツセージ」ニ對シ
天皇陛下ヨリ謝意傳達方ノ件
第四七二號

日佛協定成立ニ際シ佛國執政「ベタン」元帥ヨリ別電第四七三號
ノ通「メツセージ」執奏方在京同國大使ヲ通シ申出アリタルニ依
リ宮内大臣ヲ經テ奏上シタル處 天皇陛下ニハ執政閣下ノ懇篤ナ
ル「メツセージ」ニ對シ深ク御満足ニ思召サレ謝意傳達方御沙汰
アリタル旨同大臣ヨリ回答アリタルニ付右ノ旨「ベタン」元帥へ
傳達相成度シ

電信課作成

S 1.1.1.0 -59 1492 00 58

往電寫

總番號 三三九二三
符略號 昭十五年十月十日午後八時
分發管主 備

在佛 原田代理大使
松岡外務大臣

日佛協定成立ニ際スル佛國執政ヨリノ「メツセージ」ニ對シ
天皇陛下ヨリ謝意傳達方ノ件(別電)
第四七三號

Au moment où se terminent les négociations ouvertes entre les
représentants de nos deux Gouvernements, je tiens à faire part à Votre
Majesté Impériale de ma confiance dans l'heureux effet des arrangements
qui viennent d'être conclus sur les relations amicales de nos deux
pays. J'exprime en meme temps à Votre Majesté Impériale mes vœux pour

電信課作成

S 1.1.1.0 -59 1493 00 59

電信寫

仏

昭和15 三一一四三

略

ワイシ
本省

十月十一日 後發
十二月 夜着

儀

松岡外務大臣

第七九四號

原田代理大使

貴電第四七二號ニ關シ(協定成立ニ關スル「メッセー」ノ件)

十一日御訓令ヲ執行シタルニ付右官内大臣へ御傳達相成度シ

(了)

Son bonheur et la prospérité de Son peuple.

S 1.1.1.0 -59

1495

61

S 1.1.1.0 -59

1494

60

REEL No. A-0270

0042

アジア歴史資料センター

極秘

一五〇七一

大海參一部長

大海佛印派遣委員長

一、陸偵ハ泰國領「ノコン」河右岸「ナコンバノム」ニ不時着シ搭乗者及機體ト共ニ無事ナルモノノ如シ目下泰國政府ニテ抑留中トノ報ニ接シ武官ハ直ニ引渡交渉ヲ開始セル旨電アリ
二、當方ヨリハ之ノ引渡及輸送ニ關シ武官ヲ通ジ交渉方依頼セリ。

海軍

S 1.1.1.0-59

1496

62

秘

寫

電報

昭和一九五〇、一四

泰國公使館附武官

陸軍

九日夕我が海軍偵察機一、泰領内「メコン」河右岸ノ「ナコンバノム」飛行場ニ不時著セリ
澄田機關ヨリノ通報ニ依リ海軍武官ハ泰軍部ニ對シテ好意釋放方ヲ交渉セル處「ピブン」總理ノ裁斷ニ依リ十一日朝「ガソリン」補給ノ上無事釋放セラレタリ

(終)

S 1.1.1.0-59

1497

63

陸軍
山崎
新井
河内
澄田
機關

陸軍

電報

昭和一九一二年

河内 澄田 機關

二十八日午後小官ハ總督ト會見シ新ニ佛領印度支那ニ歩兵及砲兵部除ヲ派遣セラルベキヲ通報セリ

總督ハ事態平穩ニナリツツアル今日其ノ必要ヲ認めズ且佛本國ノ諒解ヲ求ムルノ要アリト強調セルモ小官ハ軍ノ建制上絕對緊要ナルノミナラズ軍事協定範圍内ノ兵力ナルヲ以テ佛印側ニ録メ通告スルモノナリト反駁セリ 結局總督ハ佛本國及「アンリー」大使ニ通告スベキ旨述べタリ

三本通告ヲ本日行ヘルハ屯蘭鐵道材料輸送保障ノ協定成立後實施ス

ルヲ有利ナリト認めタルニ依ル、尙其ノ駐屯地ニ關シテハ西村部隊ノ要求ニ基キ折衝中ナリ

註

本件ハ元來佛印派遣軍ノ編成内ニアル

一部兵力ヲ海南島ニ待機セシメアリタルモノ（對佛印軍費ノ關係ヨリ）ヲ追及セシムルモノナリ。

寫

S 1.1.1.0 -59

1499

S 1.1.1.0 -59

1498

64